# 預金規定集【追補版】

~「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る事項~

当金庫では、平成30年1月1日施行の標記法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、お客様の預金について下記のとおり休眠預金等活用法に係る「異動事由」として取扱います。

また、本書面の交付および当金庫指定の掲示方法(当金庫ホームページ等)を持って、休眠預金等活用法施行規則第5条2項にもとづき、当金庫とお客様の間で下記記載の内容を「最終異動日等」として取り扱うことに合意したとみなします。

記

### 1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

### 2. 休眠預金等活用法に係る異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等の事由をいいます。詳細は、当金庫ホームページ上に掲載しております。

なお、当金庫ホームページ閲覧が困難等の際は、当金庫窓口までお申し付けください。 https://www.shinkin.co.jp/kanuma/

#### 3. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

#### 【注釈】

各預金規定の最終条文の次に以下の条文を追加します。

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 当金庫ホームページに掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した 日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を 経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した 日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除 く。)に限ります。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の 各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各 号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ※【注釈】以下の内容については、裏面掲載のとおり預金規定の種類ごとに掲載内容が 異なります。

預金規定の種類	掲載内容
・当座勘定	① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
(一般用・専用約束手形口座用)	(自動継続扱いの預金にあっては、初回満
・貯蓄預金	期日)
・納税準備預金	
・通知預金	
・期日指定定期預金	
・自由金利型定期預金(M型)	
<スーパー定期>	
·自由金利型定期預金(大口定期預	
金)	
・変動金利定期預金	
・定期積金(スーパー積金)	
· 自動継続期日指定定期預金	① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
・自動継続自由金利型定期預金(M	(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期
型)<スーパー定期>	目)
·自動継続自由金利型定期預金(大	② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/
口定期預金)	当該事由が生じた期間の満期日
· 自動継続変動金利定期預金	(a) 異動事由(当金庫ホームページにおいて「異動
	事由」として掲げる事由をいいます。)
	(b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法
	第3条第2項に定める事項の通知を発したこ
	と。 ただし 、当該通知が預金者に到達した場
	合または当該通知を発した日から1か月を経過
	した場合(1か月を経過する日または当金庫が
	あらかじめ預金保険機構に通知した目のうちい
	ずれか遅い日までに通知が預金者の意思によら
	ないで返送されたときを除く。)に限ります。
	③ 総合口座規定にもとづく他の預金について、当
	該他の預金に係る債権の行使が期待される事
	由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日
	等
• 普通預金	① 総合口座取引規定にもとづく他の預金につい
	て、当該他の預金に係る債権の行使が期待さ
	れる事由が生じたこと/他の預金に係る最終
	異動日等

## 4. 休眠預金等代替金に関する取扱い

#### 【注釈】

各預金規定について、上記「3. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等」の次に以下の 条文を追加します。

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る 債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することにな ります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を 請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫 に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受け ることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法 第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任し ます。
  - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上